備前市監査委員告示第5号

令和3年度行政監査結果報告に基づく措置状況の公表について

令和3年度行政監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が備前市長等からあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和5年8月30日

備前市監査委員 小野田 隼也 備前市監査委員 土 器 豊

【指導事項】

市は、指定管理者制度導入方針に対し、現在、 指定管理者が固定化し競争性が働いていない状 況を調査し、事務処理上改善する必要があると認 められる。

措置状況

過去の経験や知見から、従前の相手と契約を 行っていますが、委託内容が専門性のない簡易 なものである場合には、公募による管理者の決 定も含め、総合的(迅速性、安全性、委託料等) に判断して委託先を決めていきます。

所管部署

吉永総合支所管理課

【指導事項】

本来、指定管理者を公募した場合、民間等が適 正な費用を算出し利益を計算する必要があるに もかかわらず、市が公募した施設の修繕費用総額 が不明確であったり、修繕計画もなかったりする 現在の状況は、適正を欠く事項で是正する必要が あると認められる。

措置状況

当支所は、2 施設の委託業務を指定管理者と契約を締結していますが、事業計画書・報告書、 予算案・決算報告書を、理事会にて提出し、報告されています。